

【JAプラスL 商品概要説明書】

商品名	JAプラスL
お借入資格	<p>○給与振込実施者または予定者（JAに給与振込口座を指定し、毎月5万円以上の給与振込を実施）。</p> <p>○ご契約時の年齢が満20歳以上であり、契約期限時満60歳未満の方。</p> <p>○当JAの地区内に勤務地を有している、または住所を有している方。</p> <p>○JA（他JAを含む）との間で他のカードローン取引を行っていない方。</p> <p>○貸付自粛対象者ではない方。</p> <p>○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当JAが定める条件を満たしている方。</p>
お使いみち	○生活に必要な一切のご資金とします。
お借入金額	○極度額10万円以上50万円以内（ご契約額は10万円単位）とします。
お借入期間	○1年以内とする。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当JAがその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様としますが、満59歳の誕生日以降は契約の更新は行いません。
お借入利率	○変動金利とします。なお、左記利率には年1.60%の保証料を含みます。 契約の更新時の借入金利は、その時点での店頭表示金利が適用されます。
ご返済方法	○随時返済 随時、当JA窓口またはATMから行うことができます。
利息計算方法	○毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算とします。
担保	○不要です
保証	○当JAが指定する保証機関（静岡県農協保証センター）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
苦情処理措置 および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合支店または金融推進部 推進企画課（電話：053-476-3121）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、静岡県弁護士会あっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能です（JAバンク相談所を通じての利用となります。）ので、利用を希望される場合は、上記金融推進部 推進企画課またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p>
その他	<p>○お借入に関して詳しい内容、お借入利率等についてはJA窓口にお問い合わせください。</p> <p>○お申込に関しては、審査によりご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○その他ご不明の点がございましたら、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>